

通信システム工事を行う際には（工事担任者による工事について）



ITCA 一般社団法人 情報通信設備協会

電話・P B X・パソコンなどの端末設備又は自営電気通信設備を、電気通信事業者（NTT、KDDI等）の通信回線に接続する工事を行う場合、**電気通信事業法第71条で「工事担任者資格」を有する者による工事の実施、監督が義務付けられています。**

万一、利用者が設置する端末設備等が原因で電気通信事業者の通信回線に障害が起きますと、端末設備等の所有者が責任を問われることになりかねません。

当協会の会員各社は、**工事担任者による工事の施工など法令を遵守することはもちろんの事、信頼いただける技術でお客様に安心してICTを利用していただくことを第一に心がけております。**

※「工事担任者資格」（総務省ホームページより）

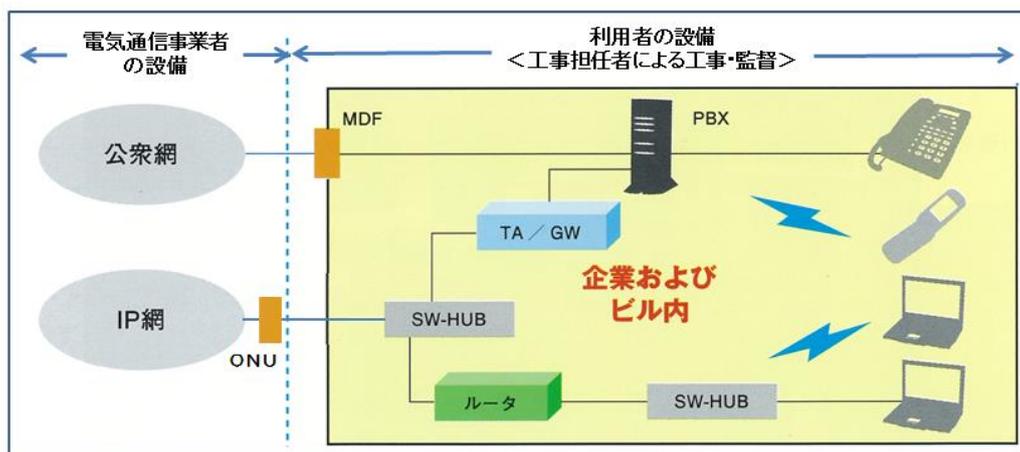
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/denkishikaku.html

2 工事担任者資格（電気通信事業法第71条）

電気通信事業法第71条では、「利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」という。）に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。」と規定されています。

電気通信事業者の通信設備（保安器、ONU等）に通信線を接続する工事（ネットワーク機器セットアップ、設定、接続、配線工事、通信障害時の切り分け・通信回線試験・復旧工事等）には工事担任者の工事・監督が必要となります。

このような工事を発注される方は、（1）仕様書等において「工事担任者資格を保有している者が工事の実施・監督を行うことの証明」を求める、（2）工事の実施又は実地に監督をしている者に対して工事担任者資格者証の提示を求める等の手段により、有資格者による法令を遵守した工事がなされることを確認するようにしてください。



工事担任者制度に関して、あるいは自治体等が発注する端末設備や通信回線工事の入札条件等に、「工事担任者資格者の配置」が明示されていない場合等に関しては、各地域の総合通信局（総務省）に相談することができます。

各総合通信局等連絡先一覧

所 管 部 署	連絡先
総務省 総合通信基盤局 電気通信技術システム課 (全国)	03-5253-5862
北海道総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (北海道)	011-709-3956
東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	022-221-0630
関東総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)	03-6238-1974
信越総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (新潟、長野)	026-234-9972
北陸総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (富山、石川、福井)	076-233-4422
東海総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (岐阜、静岡、愛知、三重)	052-971-9403
近畿総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	06-6942-8518
中国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (鳥取、島根、岡山、広島、山口)	082-222-3378
四国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (徳島、香川、愛媛、高知)	089-936-5041
九州総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)	096-326-7823
沖縄総合通信事務所 情報通信課 (沖縄)	098-865-2302